

**「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に関するコメント**

平成 21 年 10 月 2 日  
あずさ監査法人 監査実務従事者グループ

平成 21 年 8 月 7 日付で公表されました「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

**【論点 1】公正価値の概念****[論点 1-1] 公正価値の定義****〈論点 1-1-1〉市場参加者の視点****〈論点 1-1-2〉秩序ある取引**

80 項に記載されるような秩序ある取引ではないことを示す状況の例示が望ましい。その際には、特に 80 項(4)の「他の直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること」に関するガイダンスは(例示の適否も含めて)検討されることが望ましいと思われる(論点 2-2-1 にも関連)。これに伴い、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」については見直しが必要になると考えられる。

**〈論点 1-1-3〉参照市場の前提**

最も有利な市場が、企業の主要な市場と異なる場合において、企業が何らかの事情によって、最も有利な市場よりも当該主要な市場での取引を選択しているとすれば、それにもかかわらず、最も有利な市場を参照するという取扱いには、「他により有利な市場が存在するという証拠がない限り、主要な市場を最も有利な市場とみなすことができる」とされているものの、「有利な市場が存在するという証拠」の有無を検討すること自体が困難であると思われる。

このことから、我が国の「最も活発に取引が行われている取引所」及び米国会計基準の「主要な市場アプローチ」の方が望ましいと思われる。

**〈論点 1-1-4〉出口価格の概念**

公正価値の概念を整理する上で、国際的な会計基準の考え方と同様に移転概念に基づく出口価格に統一する方向で検討するという論点整理の今後の方向性に同意する。ただし、セカンダリーマーケットがほとんど存在しない場合もあり、このようなケースも含めて、「出口価格」について概念を整理していただきたい。

**〈論点 1-1-5〉ビッド・アスク・スプレッド**

会計基準の取扱いとして、論点整理第 31 項にある国際的な会計基準の、ビッドとアスクとの間の「公正価値を最も表している価格」を報告企業が判断するという原則的な考え方を示すことには賛成する。

ただし、スプレッドが小さい場合には問題ないものの、スプレッドが大幅に乖離している場合や、「公正価値を最も表している価格」の算定について、実務的に困難な場合のガイダンスを検討していただきたい。

### 【論点 1-2】 当初認識時における公正価値

公正価値の整理とあわせて、初日の損益 (Day 1 Profit and Loss) の認識を行うべきかについても検討していただきたい。

公正価値の定義と、初日の損益の認識は密接に関連しているため、合わせて議論されるべきであると考え。取引価格は公正価値の最善の見積であるため、観察不能なインプットに基づく「公正価値」は修正されるべきだという前提が IFRS にはあると考えられる。初日の損益を認識する場合も繰り延べる場合も、いずれの場合も公正価値の定義に合致した整理が必要であるため、同時に議論されることが望ましいと思われる。

### 【論点 1-3】 資産又は負債に固有の属性

〈論点 1-3-1〉資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い

資産の売却や使用に関する制限など、資産又は負債に固有の属性を公正価値測定に際して考慮することは必要と思われるが、どのように公正価値に反映するのかについて、具体的な方法を例示していただきたい。

〈論点 1-3-2〉負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い

現行の我が国の会計基準を前提とすれば、金融負債の評価については、公正価値での測定が前提である限り、自社の不履行リスクを含める場合もあると思われるが、今後非金融負債への公正価値による測定対象の拡大や、公正価値オプションの導入などの検討も考えられていることから、当該取扱いの影響は大きくなることも考えられる、したがって、当該事項は、今後の会計基準開発の検討過程において、慎重な検討をお願いしたい。

### 【論点 1-4】 取引量に応じた割引・割増要素の取扱い

支配プレミアムが生じている取引について出口価格と考えるか入口価格と考えるかは論点整理では扱わないこととされているが、企業結合における取引価格は、会計単位が資産・負債の集合体であるため、個々の商品が会計単位の場合と異なり、取引価格に含まれる支配に関する価値として支配プレミアムを控除しない価値を公正価値として考える考え方に賛成する。

### 【論点 1-5】 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定

他の基準で、明示されている公正価値の考え方も含めて整合性をとれるように規定し、公正価値の基準で包括的に言及することができるように規定してはどうか。

## 【論点 2】 公正価値の測定方法

### 【論点 2-1】 公正価値のヒエラルキー

財務諸表の利用者にとっても十分に理解可能となるように、公正価値ヒエラルキーのレベル分けに関する判断基準については、一定のガイダンスは必要だと考えられる。但し、各報告企業の状況に応じて判断されるべきという考え方からは、76 項の表のような分類を引き続き採用する場合にはあくまで例示であり、個別商品について各報告企業において判断する必要がある旨を記載していただきたい。

なお、現行基準で市場価格であるとされている価格 (例えば、店頭において取引される金融商品のうち、業界団体 (日本証券業協会) が公表している価格) には、活発な市場がある商品 (レベル 1) と活発な市場を有さない商品 (レベル 2) が含まれるため、現行規定における「市場価格」と公正価値ヒエラルキーとの明確な整理をお願いしたい。

また、国際的な会計基準においては、評価技法に複数のレベルのインプットが用いられた場合、開示ヒエラルキーは、その測定に重要な影響を与えるインプットが属する、最も低いレベルに分類されるとされている（第70項）。ここでいう「重要な影響」とは、何を基準として判断するのかについてのガイダンスが必要と思われる。

さらに、評価技法の1つである現在価値技法が金融商品の公正価値測定においては多用されることが予想されるが、国際的な会計基準（IASBの公正価値測定の公開草案やFASB基準書157号）に例示されているような、設例を加え、現在価値技法に対する解説を加えていただくことを検討していただきたい。

## 【論点 2-2】市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

### 〈論点 2-2-1〉市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

市場が活発ではなくなった場合でも、公正価値測定（リスク・プレミアム）の見積に関して、取引価格を参照する際の、ガイダンスが必要と考えられる。

IFRS や米国会計基準では市場が活発ではなくなった場合には、次のステップとして秩序ある取引の判定があり、秩序ある取引の範疇に入る限り、公正価値測定やリスク・プレミアムの見積もりに関して測定日の取引価格をほとんど考慮しないということは認められていないと考えられる。一方、日本の現行規定では市場が活発ではなくなった場合には秩序ある取引か否かの検討は明示的に要求されておらず、測定日の市場価格（取引価格）を時価とはみなせないとされている。

### 〈論点 2-2-2〉ブローカー等の公表価格の利用

ブローカーおよび情報ベンダーから入手する公表価格の性質に留意すべき旨を注意喚起すべきことが望ましい。

同じ情報であっても、報告企業において、ヒエラルキーのレベルが異なることもありうると思われる。

IFRS では「取引の結果を反映していない公表価格にはあまりウェイトを置くべきではないこと」が明記されているために、ブローカーから提示される公表価格の性質が注目される。この結果、ブローカー／情報ベンダーから入手した価格でも、例えばレベル3にもなりうる。

## 【論点 3】公正価値測定に関する開示

公正価値測定に関する開示の導入に関しては、開示対象の整理が必要との意見に賛成である。その際、第96項(1)で開示の整理の対象として例示されている項目のほかに、例えば、次のような項目についても開示対象とするのかどうか併せて検討していただきたい。

- ・収益性の低下により時価で評価された棚卸資産
- ・減損により正味売却価額で評価された固定資産

## 【その他】

1. 金融商品に関する会計基準注解7では、その他有価証券の決算時の時価について、継続して適用することを条件として、期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるとされているが、当該取扱いについて、本論点整理に関する基準開発と併せて、検討していただきたい。
2. 公正価値測定に関しては、その測定責任は報告企業にあり、ブローカーから入手する価格を使用する際には、自らの責任で使用し、かつ必要に応じて妥当性の検証を行うことが必要であるとされている。さらに開示の強化により、自社にとって当該公正価値がヒエラルキーのどのレベルであるのかなど、報

告企業における説明責任も重くなることが想定されている。適用にあたり、実務上の混乱を少なくするためにも、設例を多く用いて、財務諸表作成者や監査人、財務諸表利用者にとって、理解しやすい基準の策定をお願いしたい。

以上